

令和7年4月9日

保護者の皆様

佐屋中学校PTA
会長 竹山 雅俊

佐屋中学校PTAへの入会のお願について（協力依頼）

陽春の候、皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、佐屋中学校では、生徒や先生が「自分たちの学校をよりよくしよう」と様々な活動に取り組んでいます。佐屋中学校PTAは、子どもたちの健全育成を目的とし、それらの活動を支援したり、一緒に取り組んだりしています。

特に令和5年度より、以下のように**“新しい佐屋中学校PTA”**としてスタートしました。ぜひ、ご入会いただき、学校や子どもたちのための教育活動支援や魅力あるPTA活動を推進するためにご協力をいただければ幸いです。

🔑 **時代の流れや変化への適応、保護者（会員）の負担軽減などを図った新しいPTA活動の在り方や組織づくりを推進しています。**

🔑 **活動のボランティア化を進め「できる人が できるときに できることを」を合言葉に、【ボランティア委員】や当日参加者のご協力を賜わりながら教育活動支援やPTA活動の企画立案と推進を行っています。**

PTA活動を進めるにあたって、氏名・写真、兄弟姉妹関係等の個人情報が必要になることもあります。また、PTA会費納入に関する事務については、業務委託契約により学校に依頼をしています。

そこで、お子様の入学にあたり、PTA入会のご意思と、裏面の「佐屋中学校PTA個人情報取扱規則」による個人情報の取扱いについての同意及びPTA会費を学校徴収金と同時に引き落としをすることへの同意について、確認させていただきたいと思います。

つきましては、別紙『佐屋中学校PTAへの入会について【入会確認(同意)確認書】』に必要事項をご記入のうえ、**4月18日（金）までに、提出用封筒に入れて学校（担任）へご提出ください。**ご記入いただいた個人情報はPTA活動にのみ使用します。

なお、佐屋中学校PTAへの入会は任意であり、今回の書面をご提出いただいた後も、退会は自由です。

【問い合わせ先】 佐屋中学校（PTA事務局） 教頭 原野 恭幸 TEL0567-28-3388

佐屋中学校PTA個人情報取扱規則

(目的)

第1条 佐屋中学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA役員および事務局とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、必要な個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、会員に明示する。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) PTA会費の徴収事務、管理業務
- (2) PTA関連文書の作成および送付
- (3) 会員名簿、役員名簿、専門委員会・部会名簿、その他名簿の作成
- (4) 委員選出及び役員候補者選出
- (5) 会報誌・ホームページ等への掲載
- (6) 会員の表彰・慶弔・見舞

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

- 2 不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データは、漏えい、紛失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために鍵のかかるキャビネットに保管するなど必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

- 2 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、ファイルにパスワードをかける、暗号化するなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(情報開示等)

第12条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第13条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第14条 本会は、PTA役員・専門委員会・部会に所属する委員に対して、必要に応じ、個人データの取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第15条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第16条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、常任委員会において審議し承認をもって改定することができる。

附 則

この規則は、令和4年4月13日より即日施行する。